

令和7年10月三芳町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和7年10月27日(月) 午後3時00分～午後4時00分

2.開催場所 三芳町役場 301会議室

3.出席委員 13人

会長	長谷川 清行
会長職務代理	古寺 貞雄
委員	島田 裕康
	矢島 秀信
	鈴木 浩之
	清水 高広
	塩野 智恵
	武田 修二
	鈴木 孝史
	鈴木 浩
	高山 誠二
	井田 周
	田中 義行

4.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案第95号 農用地利用集積等促進計画案の作成について

議案第96号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件

議案第97号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の件

報告第83号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)

報告第84号 農用地利用集積等促進計画の認可の件(報告)

報告第85号 農地法第18条の規定による合意解約通知書受理の件(報告)

5.農業委員会事務局職員

事務局長 三浦 康晴	事務局次長 大久保 淳	主幹 江田 直也
主事 三浦 涼太	主事 石原 栄	主事補 清水 大輝

6. 会議の概要

- 会長 それでは、三芳町農業委員会総会会議規則第6条により、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまより総会を開催いたします。
- 本日の議事における、議事録署名委員の指名については、議事録署名委員に○○○○委員、○○○○○委員を選任します。本日の議事における、会議書記には農業委員会事務局の三浦主事を指名いたします。それでは、本日の提出議案案件について、事務局より概要説明を求めます。
- 事務局 議案第95号、1、農用地利用集積等促進計画案の作成について、別紙のとおり
議案第96号、1、農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件、別紙のとおり
議案第97号、1、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の件、別紙のとおり
報告第83号、1、農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)、別紙のとおり
報告第84号、1、農用地利用集積等促進計画の認可の件(報告)、別紙のとおり
報告第85号、1、農地法第18条の規定による合意解約通知書受理の件(報告)、別紙のとおり
令和7年10月27日提出 三芳町農業委員会 会長 長谷川 清行
以上でございます。
- 会長 議案第95号番号1について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 1ページをご覧ください。
- 議案第93号は、農用地利用集積等促進計画案の作成の件となっております。町が農用地利用集積等促進計画を定める際は、農業委員会から意見を聞くことが適当であるとされているため、三芳町より意見聴取の依頼を受けております。
- 番号1につきましては、
所在が○○○○○の1筆となります。
- 所在につきましては、2ページから3ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。
- 登記簿地目、現況地目とともに畠であり、農振農用地となります。
面積は1,680m²であり、権利が使用貸借権の設定です。
- 貸人が○○○○○、○○○○○
転貸人が○○○○○、○○○○○
借人が○○○○○、○○○○○
権利の始期と終期ですが、
令和8年1月1日から令和17年12月31日までの10年間となります。
なお、新規の利用権設定となります。
- 次に農用地利用集積等促進計画書に基づいて借人についてご説明します。

機械は、耕耘機3台、トラクター4台、トラック3台などを所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め2名となっています。主たる経営作物は、人参、ほうれん草、スイートコーン、枝豆、大根、カブとなります。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

10番委員 本案件は地域計画の最たる成功案件であると思われます。
6月に貸人が自宅の近くの畠を借り、今回は自宅から離れた農地をその農地の近くの農業者に貸しております。
今回の農地は借人の自宅からとても近く今後はきやべつを作付けする予定とのことです。
何も問題はないかと思われますが、慎重審議の程よろしくお願ひいたします。

会長 議案第95号番号1について何か意見ございませんか。
異議なしの声がでましたので議案第95号番号1は意見無しとします。
議案第95号番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 番号2につきましては、
所在が○○○○の1筆となります。
所在につきましては、4ページから5ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畠であり、農振農用地となります。
面積は2,184m²であり、権利が賃借権の設定です。
貸人が○○○○、○○○○
転貸人は番号1と同一のため省略いたします。
借人が○○○○、○○○○
権利の始期と終期ですが、
令和8年1月1日から令和13年12月31日までの6年間となります。
なお、継続の利用権設定となります。
次に借人についての説明ですが、継続案件の場合、手続き上借人の営農能力に関する説明を省略できることとなっております。そのため、本日の説明についても同様に省略させて頂きます。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

13番委員 現地確認及び借人に話を伺ってきました。
継続の案件ということですが、現地はソルゴーが作付けされており、長くネギを栽培していた関係もあり、土づくりをしているタイミングでした。
今後は今まで同様、ねぎ、にんじん、さといもなどを作付しつつ、試験的にトウモロコシの作付けを検討しているとのことでした。審議の程よろしくお願ひいたします。

会長 議案第95号番号2について何か意見ございませんか。
異議なしの声がでましたので議案第95号番号2は意見無しとします。
議案第96号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 6ページをご覧ください。
議案第96号は農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件となっております。
番号1につきましては、
権利が賃借権の設定となっております。
所在が○○○○の一部の1筆となります。
所在につきましては、7ページから8ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畠であり、
面積は812m²のうち260m²となっております。
貸人が○○○○、○○○○
借人が○○○○、○○○○
申請事由が、資材置場となっております。
詳しい土地の選定理由ですが、三芳町発注の道路改良工事(○○○○号線道路改良工事)の施工にあたり施工場所沿線に資材置場を確保したいとのことで、土地を探したところ、当該地以外に適地がなく、当該地の地権者から同意を得られたため申請したとのことです。
詳しい土地利用計画図、雨水排水計画図、工程表につきましては、9ページから10ページをご覧ください。
続きまして、11ページの許可基準に基づきましてご説明いたします。
こちら立地基準につきまして、農地区分は農振農用地となります。
農振農用地の転用は原則不許可となっておりますが、許可相当とする理由として、不許可の例外規定である、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められる、という規定がございますので、本件はこれに該当するため許可見込みがあると考えております。
また、一般基準についてご説明いたします。
資力および信用についてや申請後速やかに事業を実施する見込みがあるかどうか、などア～キについての基準について、添付の資料から支障がないと考えております。
次に周辺の農地に係る営農条件についてもア～エの基準について、申請書添付資料などで確認しております、支障はないと考えております。
また、地域の効率的、総合的な農地利用へ支障がないかどうか、につきましてもア～ウの基準について、三芳町觀光産業課農業振興担当と協議の上、地域計画、及び三芳町農業振興地域整備計画への影響がないことを確認しております。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

12番委員 現地の確認をしてまいりました。
作付はされていませんが、除草等の管理をしっかりされた畠でした。
審議の程よろしくお願ひいたします。

会長 議案第96号番号1について何か意見ございませんか。
異議なしの声がでましたので、議案第96号番号1は許可相当とします。
議案第97号番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局 12ページをご覧ください
議案第97号番号1につきましては、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の件となります。
所在が○○○○の1筆となっております。
所在につきましては、13ページから15ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畠となっており、農振農用地です。
面積は6,092m²となっております。
被相続人が、○○○○、○○○○
相続人が、○○○○、○○○○
となっております。
納税猶予区分は、相続税で、相続開始年月日は令和7年1月31日となっております。
被相続人は、亡くなる日まで農業を営んでおり、相続人は、引き続き農業経営を行っていくことを確認しており、申請書や台帳、現地確認の結果、要件を満たしていると考えます。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

4番委員 現地の確認をしてきました。
現在小松菜が作付けされており、農地の管理もきれいにされていました。
熱心に農家をしている家のため問題ないと思います。
審議の程よろしくお願ひいたします。

会長 議案第97号番号1について何か意見ございませんか。
異議なしの声がでましたので議案第97号番号1は適格者とします。
これよりは報告案件となります、報告第83号番号1につきまして○○○○委員が関係者になりますので、一時退席をお願いいたします。
それでは、報告第83号番号1、番号2及び番号3につきまして借人が同一のため一括で事務局より説明をお願いします。

事務局 16ページをご覧ください。

報告第83号は、農地法第5条の規定による市街化区域内農地における転用届出書受理の件となっております。

番号1、番号2、番号3につきましては、権利は全て、賃借権の設定です。

番号1の所在は○○○○、○○○○の一部

番号2の所在は○○○○、○○○○、○○○○

番号3の所在は○○○○、○○○○

合計7筆となっております。

所在等につきましては、17ページから25ページまでの案内図、公図の写し、計画図をご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畠で、当該地は市街化区域です。

面積は上から101m²、845m²のうち788.84m²、674m²、89m²、216m²、430m²、180m²の 計2,478.84m²となっております。

番号1の貸人は、○○○○、○○○○

番号2の貸人は、○○○○、○○○○

番号3の貸人は、○○○○、○○○○

借人は共通で、○○○○、○○○○

申請事由は、○○○○施設整備等事業の駐車場として一時転用の受理済みです。

なお一時転用の期間につきましては、番号1が受理後から令和8年7月11日までとなり、番号2及び3につきましては受理後から令和9年9月11日までとなります。

報告第83号番号1、番号2及び番号3につきましては以上です。

会長 報告第83号番号1、番号2及び番号3について事務局より報告が終了しました。
○○○○委員に席の方にお戻りいただきます。事務局よりお伝えください。
それでは報告第84号番号1以降の報告について事務局より説明をお願いします。

事務局 26ページをご覧ください。

報告第84号は、農用地利用集積等促進計画の認可の件となっております。

この案件は、令和7年7月の総会にて農地中間管理機構を通しての貸し借りを行う件で審議を行い、決定をいただきました。その後、農地中間管理機構から借り受ける方が決定し、県から認可の上、公告がなされたことについて、農業委員会あてに通知がありましたのでこの場でご報告するものです。

番号1につきましては、

所在が○○○○、○○○○の計2筆となります。

所在につきましては、27ページから28ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畠であり、農振農用地となります。

面積は上から1,302m²、1,688m²の計2,990m²であり、権利が使用賃借権の設定です。

貸人が、○○○○、○○○○

借人が、○○○○、○○○○

権利の始期と終期ですが、

令和7年10月1日から令和17年9月30日までの10年間となります。

公告日は令和7年9月26日となります。
続きまして、29ページをご覧ください。
報告第85号は、農地法第18条の規定による合意解約通知書受理の件です。
報告第85号番号1、番号2、番号3は連動しておりますので併せてご報告します。
番号1は耕作者から中間管理機構への返却の件となっており、
番号2及び番号3は中間管理機構から地権者への返却の件です。
番号1の所在は○○○○、○○○○の計2筆となっております。
番号2の所在は番号1の1筆目と同一のため省略します。
番号3の所在は番号1の2筆目と同一のため省略します。
所在につきましては、30ページから31ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畠となっており、農振地域となっております。
面積は上から1,470m²、1,468m²の計2,938m²となっております。

番号1につきましては、
貸人が○○○○、○○○○
借人が○○○○、○○○○となっております。
番号2につきましては、
貸人が、○○○○、○○○○
借人は、○○○○、○○○○
番号3につきましては、
貸人が、○○○○、○○○○
借人は、番号2と同一のため省略します。
解約申入日、解約成立日、が令和7年8月29日
解約引渡日が令和7年8月31日
解約通知日は令和7年9月29日となっており、
解約事由は合意解約で受理済みです。
事務局からは以上です。

会長 以上で、本日の提出議案はすべて終了しました。
最後に、事務局に申し伝えます。本日すべての議事が議決となりました。
議案の議決文を作成し、本日の議案書とともに保管してください。

上記会議の顛末に相違がないことを証明するため、署名する。

令和 7 年 11 月 25 日
議長 長谷川 清行

署名委員 島田 裕康

署名委員 清水 高広